

# いばらき 賃上げ支援金

## 郵送申請マニュアル 11月28日版

申請を行う前に  
「いばらき賃上げ支援金支給要綱」を必ずご確認ください

### お問い合わせ先

#### いばらき賃上げ支援事業事務局

〒310-0803

茨城県水戸市城南2丁目10-6 ガーデنز水戸1階

MAIL: info@chinageshienkinshikyu.ibaraki.jp

TEL: 050-3385-8075

受付時間: 09:00~17:00(土・日・祝日を除く)

- ・受付時間外、土日祝日の問い合わせはご遠慮ください。
- ・多くの個人情報扱う為、事務局を訪問しての申請書提出や相談はご遠慮いただいております。

# 1 いばらき賃上げ支援金 募集要項

申請を行う前に必ずご一読ください。

## 1 目的

労働力不足と物価高騰が依然として中小企業の事業経営に影響を与える中、物価上昇を上回る賃上げを促進し、本県経済の持続的な成長を図るため、大幅な賃上げを実施する中小企業等を支援

## 2 支援金概要

### (1) 支給対象事業者

#### 法人の場合

ア 中小企業基本法(昭和8年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であつて、法人税法(昭和0年法律第34号)第2条に規定する法人のうち、**公益法人等※1、協同組合等※1及び普通法人**に該当し、次の(ア)から(ク)の全ての要件に該当するもの

(ア) 県内に本社若しくは主たる事業所があること、又は県内に支店若しくは営業所等の事業所があること。ただし、県内で営業実態がなく、法人住民税が免除されている者を除く。

(イ) 県内の事業所に**常時使用する労働者※2を1人以上雇用**していること。

(ウ) 茨城県税に未納がないこと。

(エ) 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことがないこと。

(オ) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。

(カ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和3年法律第122号)第2条第5項に規定する「**性風俗関連特殊営業**」を行っていないこと。

(キ) 茨城県暴力団排除条例(平成2年茨城県条例第36号)第2条第1号から同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していないこと。

(ク) 会社更生法(平成4年法律第154号)及び民事再生法(平成1年法律第225号)等に基づく再生又は更生手続きを行っている者ではないこと。

※1 次の①から⑦のいずれかに該当するものは除く。

- ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの同窓会、同好会等
- ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
- ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とする者(後援会等)
- ④ 茨城県及び県内市町村の行政連携団体
- ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等
- ⑥ みなし大企業
- ⑦ 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者

※2 常時使用する労働者とは、労働基準法第0条の規定に基づく「**予め解雇の予告を必要とする者**」とし、以下①から④に該当しない者とする。

- ① 会社役員、個人事業主
- ② 日々雇い入れられる者
- ③ 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者
- ④ 季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者

# 1 いばらき賃上げ支援金 募集要項

申請を行う前に必ずご一読ください。

## 【中小企業基本法第2条第1項に掲げる中小企業者】

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たす者)		小規模企業者
	資本金の額 または出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する 従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

### 個人事業主の場合

- イ 茨城県内税務署へ開業届を提出している個人事業主  
中小企業基本法(昭和8年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、**前のページ「2 支援金概要(1) 支給対象事業者-ア」の(イ)から(ク)の全ての要件に該当するもの**

### (2) 支給要件

#### 【賃上げ支援コース】

##### ①賃上げの対象時期

**2025年4月1日から2025年10月11日まで**

※申請は1事業者につき1度のみとなります。

##### ②賃上げ対象労働者

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者

※ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間0時間以上であること。

##### ③賃上げ額

(ア)対象時期において、1時間当たりの賃金が1,005円～1,010円

※以内の労働者の賃金を35円以上引き上げていること

(イ)申請時点において、事業所内の全ての労働者の1時間当たりの賃金が

1,040円以上であること

(ウ)引上げ後の賃金水準を1年間継続すること

##### ・支給額

正規雇用労働者1人あたり5万円／非正規雇用労働者1人あたり3万円

##### ・支給上限

1事業所あたり最大50万円

##### ・申請受付期間

2025年6月2日(月)から2026年1月30日(金)

※申請額が予算上限に達した場合、申請期間中に受付を終了する場合がございます。

#### 【地域賃上げ加算支援コース】

##### ①賃上げの対象時期

**2025年4月1日から2025年10月12日まで**

※申請は1事業者につき1度のみとなります。

##### ②賃上げ対象労働者

県内事業所に勤務する正規及び非正規雇用労働者

※ただし、非正規雇用労働者については、週所定労働時間0時間以上であること。

##### ③賃上げ額

(ア)対象時期において、1時間当たりの賃金が1,068円以下の労働者の賃金を

1,074円以上に引き上げること ※茨城県最低賃金1,074円

(イ)引上げ後の賃金水準を1年間継続すること

##### ・支給額

正規雇用労働者1人あたり5,000円／非正規雇用労働者1人あたり3,000円

##### ・支給上限

支給額 上限なし

##### ・申請受付期間

2025年11月13日(木)から2026年1月30日(金)

※申請額が予算上限に達した場合、申請期間中に受付を終了する場合がございます。

# 1 いばらき賃上げ支援金 募集要項

申請を行う前に必ずご一読ください。

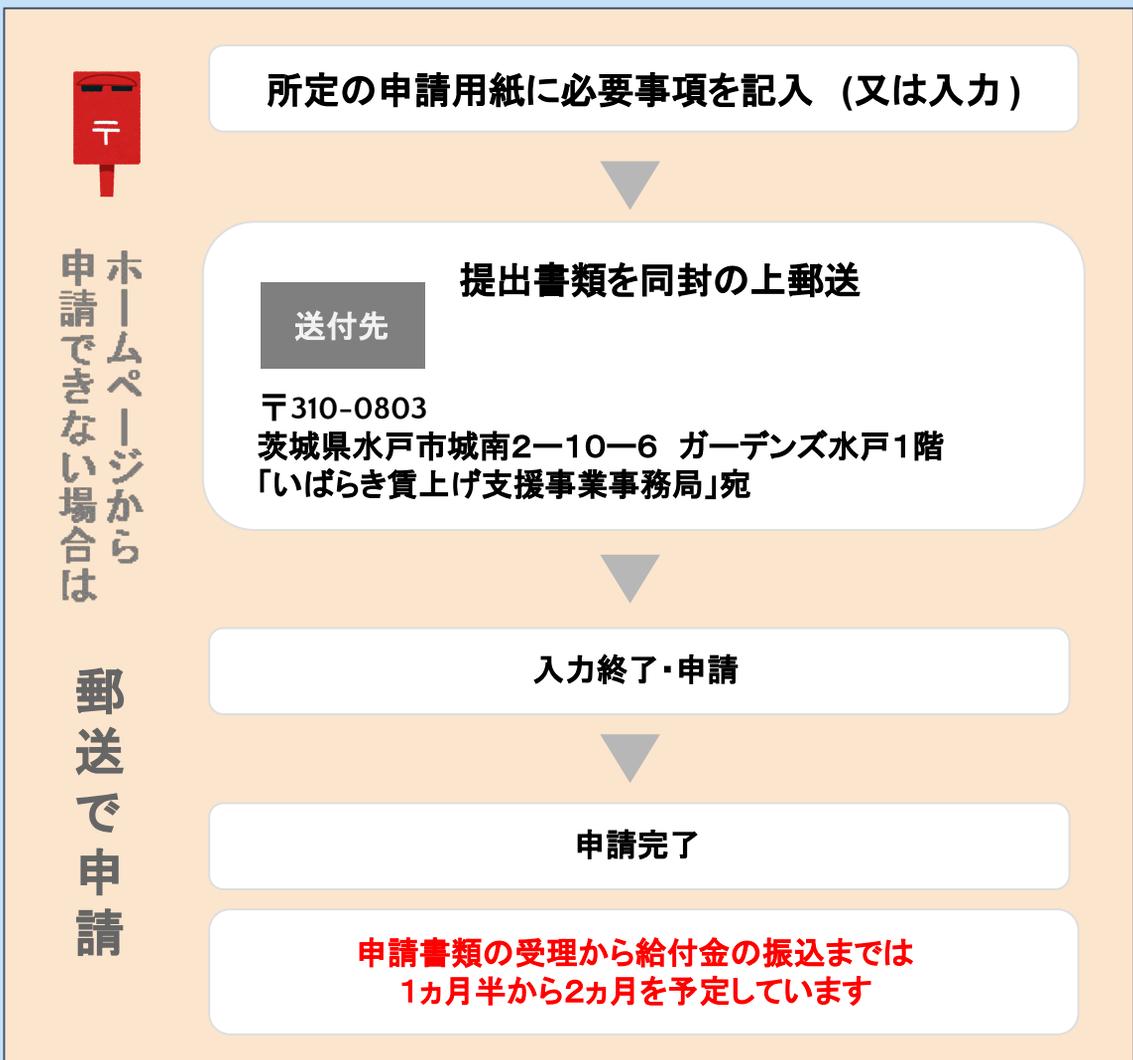
## 3 申請方法

下記の申請書類を郵送申請により、いばらき賃上げ支援事業事務局(以下「事務局」という。)まで申請(提出)してください。

### (1) 申請書類

- ①様式第1号(法人)または様式第2号(個人事業主)
- ②支給対象労働者に係る賃金改定後の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- ③支給対象労働者の賃金台帳の写し(賃金改定月及び賃金改定前月分)
- ④法人:履歴事項全部証明書(申請日から3か月以内のもの)  
個人事業主:直近の確定申告書の写し(第一表・第二表)
- ⑤様式第3号(支給対象労働者一覧)
- ⑥参考様式(全労働者賃金一覧)
- ⑦支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名・口座番号・名義人等)  
がわかる書類(預金通帳の写し等)
- ⑧口座振替依頼書または口座振替依頼書兼委任状(申請者の名義と  
振込先口座名義が異なる場合)
- ⑨その他支援金・補助金の申請がある場合  
(公的機関から人件費を含む運営補助等を受けている場合は支給内容のわかる要綱など)

### (2) 郵送申請



※振込までの期間は、申請書類の不備等の状況や、申請が混雑している時期などにおいて、さらに期間を要する場合がありますので、予めご了承ください。

# 1 いばらき賃上げ支援金 募集要項

申請を行う前に必ずご一読ください。

## 4 支援金支給までの流れ(申請受付後)

### (1) 收受通知

申請のあった申請者に対して、郵送申請では、事務局から速やかにメールにより到着確認通知(手動)をお送りいたします。

### (2) 審査

申請書類について、事務局及び県で審査を行い、記載内容に不備がある場合には、事務局から申請者に架電又はメール等により再提出の依頼や修正依頼を行います。

### (3) 支給決定・不支給決定

審査の結果、適当と認められた場合は、申請者に対し事務局からいばらき賃上げ支援金支給決定通知書(様式第4号。以下「支給決定通知書」という。)を送付します。

なお、審査の結果、支給要件を満たしていないと判断した場合は、申請者に対し事務局からいばらき賃上げ支援金不支給決定通知書(様式第5号)を送付します。

### (4) 振込

支給決定通知を送付した申請者に対して、速やかに振込を行います。

なお、申請者の銀行口座情報に不備がある場合は、申請者に対して事務局から修正確認、銀行口座情報の再提出依頼を行います。

下記の申請書類を、オンライン申請により、事務局まで申請してください。

## 5 留意事項

### (1) 申請書類の保管

申請者は、支援金の支給後においても、支給決定通知書を5年間保存するとともに、労働基準法第109条に基づき保存している書類のうち支援金の申請に関わる書類について、知事から提出を求められた場合には、速やかに提出するものとします。

#### 【労働基準法第109条(記録の保存)】

使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を5年間保存しなければならない。

### (2) 調査等

知事は、支援金の支給に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことがあります。

### (3) 支給決定の取消及び返還請求

知事は、申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、支援金額確定の取消、支援金の返還請求を行います。

## 6 問い合わせ先

### 【いばらき賃上げ支援事業事務局】

電話: 050-3385-8075 (平日9:00~17:00 土・日・祝日を除く)

メール: info@chinageshienkinshikyuu.ibaraki.jp

## 2 郵送申請 申請書記入例

### 様式第1号

本様式は法人の方のみ記載いただく様式です。

申請日(記載日)を記載

様式第1号(法人) (第8条関係)

茨城県知事 大井川 和彦 殿

令和7年11月13日

### いばらき賃上げ支援金 申請書兼請求書

いばらき賃上げ支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請コース 申請するコースにチェック印(☑)を入れてください。  
両コースの要件を満たす賃上げを行った場合、どちらも申請が可能です。

#### ☑ (1) 賃上げ支援コース

(R7.4.1~R7.10.11に1,005~1,010円以内から35円以上引き上げた場合)

ア. 対象労働者数

正規	5人	非正規	2人	計	7人
----	----	-----	----	---	----

イ. 支援金申請額

310,000円	(A)
----------	-----

※対象労働者数(正規) × 50,000円

対象労働者数(非正規) × 30,000円 (上限50万円)

#### ☑ (2) 地域賃上げ加算支援コース

(R7.4.1~R7.10.12に1,068円以下から1,074円以上に引き上げた場合)

ア. 対象労働者数

正規	5人	非正規	2人	計	7人
----	----	-----	----	---	----

イ. 支援金申請額

31,000円	(B)
---------	-----

※対象労働者数(正規) × 5,000円

対象労働者数(非正規) × 3,000円

2. 支援金申請額(両コース合計)

341,000円	(A+B)
----------	-------

## 2 郵送申請 申請書記入例

### 様式第1号

本様式は法人の方のみ記載いただく様式です。

申請者情報を記入  
※漏れなく記入を  
お願いします。

### 3. 申請総括書

法人(本社) 所在地	〒310-XXXX 茨城県水戸市×××		
フリガナ	カブシキガイシャイバラキタロウ		
法人名	株式会社茨城太郎		
フリガナ	ダイヒョウトリシマリヤク	フリガナ	イバラキ タロウ
代表者の職	代表取締役	代表者氏名	茨城 太郎
事業所所在地 ※茨城県内 事業所に限る	〒310-XXXX 茨城県水戸市×××		
フリガナ	カブシキガイシャイバラキタロウ		
事業所名	株式会社茨城太郎		
業 種  ※中小企業基本法 第2条第1項に 掲げる中小企業者 の該当する 大分類を選択して ください。	<input type="checkbox"/> A. 農業・林業	<input type="checkbox"/> K. 不動産業、物品賃貸業	
	<input type="checkbox"/> B. 漁業	<input type="checkbox"/> L. 学術研究、専門・技術サービス業	
	<input type="checkbox"/> C. 鉱業、採石業、砂利採取業	<input type="checkbox"/> M. 宿泊業、飲食サービス業	
	<input type="checkbox"/> D. 建設業	<input type="checkbox"/> N. 生活関連サービス業、娯楽業	
	<input checked="" type="checkbox"/> E. 製造業	<input type="checkbox"/> O. 教育、学習支援業	
	<input type="checkbox"/> F. 電気・ガス・熱供給・水道業	<input type="checkbox"/> P. 医療、福祉	
	<input type="checkbox"/> G. 情報通信業	<input type="checkbox"/> Q. 複合サービス事業	
	<input type="checkbox"/> H. 運輸業、郵便業	<input type="checkbox"/> R. サービス業(他に分類されないもの)	
	<input type="checkbox"/> I. 卸売業、小売業	<input type="checkbox"/> S. 公務(他に分類されるものを除く)	
	<input type="checkbox"/> J. 金融業、保険業	<input type="checkbox"/> T. 分類不能の産業	
担当者氏名	茨城 次郎		
担当者 メールアドレス	ibarakijirou@xxxxxxxxxxxx		
担当者電話番号 (日中連絡先)	090-1234-XXXX	常時使用する 労働者数※	30 人
※労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者の人数 ①会社役員、個人事業主 ②日々雇い入れられる者 ③2ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ④季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者			
確認事項	他の支援金や補助金を受給していますか 【 <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ 】	(「はい」と答えた方) 支援金または 補助金の名称	業務改善助成金
人件費を含む運営費補助などを公的機関から受けている場合、支援重複により対象外となる可能性があります。 (詳細はFAQを御参照ください。)			

### 必要書類

- 支給対象労働者一覧(様式第3号)  
※webからの申請の方は様式第3号を利用せず直接システムへ入力をお願いいたします。  
郵送での申請の方は様式第3号を利用してください。
- 支給対象労働者に係る賃金改定後の労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- 賃金台帳の写し(賃金改定前月及び賃金改定月分)
- 口座振替依頼書または口座振替依頼書兼委任状
- 支援金振込先の口座に関する情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類  
(預金通帳の写し等)

平日昼間に  
事務局と連絡が  
取れる番号を記載

支給審査に必要となります  
記載をお願いします。

本社が県外にあり、その  
支店や工場が県内にある際、  
県外含めた労働者数を記入

## 2 郵送申請 申請書記入例

### 様式第1号

本様式は法人の方のみ記載いただく様式です。

内容を必ずご一読いただきすべての欄にチェックをしてください。  
すべての制約と同意が得られない場合、支援金の支給はできません。

#### 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（）を入れてください。  
（支給申請には、全ての項目にの印が必要です。すべての項目にがない場合、支給はできません。）

- 本支援金の対象となった貸金の引上げについて、引上げ後1年間は、引上げ後の貸金水準以上の貸金を継続して支払います。
- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第2条に規定する法人のうち、公益法人等、協同組合等及び普通法人に該当します。※
  - ※ 次の①から⑦のいずれかに該当するものは除く。
  - ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
  - ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
  - ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
  - ④ 茨城県及び県内市町村の行政連携団体
  - ⑤ 法人格のない任意団体、政治団体、宗教団体、運営費の大半を公的機関から得ている法人等
  - ⑥ みなし大企業
  - ⑦ 公益法人等、協同組合等で事業規模の大きい者
- 県内に本社若しくは主たる事業所がある、又は県内に支店若しくは営業所等の事業所があり、法人住民税が免除されていない事業者該当します。
- 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用しています。
- 申請日時点において、茨城県税に未納はありません。
- 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことはありません。
- 過去5年間に重大な法令違反等※はありません。
  - ※ 重大な法令違反等とは、以下の場合が該当します。  
違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなど。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者に該当しません。
- 支援金の申請に当たり、申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、支給決定の取消、支援金の返還等に応じます。
- 上記すべての項目に虚偽がないことを誓い、内容に同意したうえで申請します。  
また、知事から報告・立会検査の求めがあった場合は速やかに応じます。

## 2 郵送申請 申請書記入例

### 様式第2号

本様式は個人事業主の方のみ記載いただく様式です。

申請日(記載日)を記載

様式第2号(個人事業主) (第8条関係)

茨城県知事 大井川 和彦 殿

令和7年11月13日

### いばらき賃上げ支援金 申請書兼請求書

いばらき賃上げ支援金の支給を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請コース 申請するコースにチェック印(☑)を入れてください。  
両コースの要件を満たす賃上げを行った場合、どちらも申請が可能です。

#### (1) 賃上げ支援コース

(R7.4.1~R7.10.11に1,005~1,010円以内から35円以上引き上げた場合)

ア. 対象労働者数

正規	5人	非正規	2人	計	7人
----	----	-----	----	---	----

イ. 支援金申請額

310,000円	(A)
----------	-----

※対象労働者数(正規) × 50,000円

対象労働者数(非正規) × 30,000円 (上限50万円)

#### (2) 地域賃上げ加算支援コース

(R7.4.1~R7.10.12に1,068円以下から1,074円以上に引き上げた場合)

ア. 対象労働者数

正規	5人	非正規	2人	計	7人
----	----	-----	----	---	----

イ. 支援金申請額

31,000円	(B)
---------	-----

※対象労働者数(正規) × 5,000円

対象労働者数(非正規) × 3,000円

2. 支援金申請額(両コース合計)

341,000円	(A+B)
----------	-------

## 2 郵送申請 申請書記入例

### 様式第2号

本様式は個人事業主の方のみ記載いただく様式です。

申請者情報を記入  
※漏れなく記入を  
お願いします。

### 3. 申請総括書

申請者所在地	〒310-XXXX 茨城県水戸市		
フリガナ	イバラキ タロウ		
申請者氏名	茨城 太郎		
事業所所在地 ※茨城県内 事業所に限る	〒309-XXXX 茨城県笠間市×××		
フリガナ	カフェタロウ		
事業所名 (屋号)	CAFE太郎		
業種	<input type="checkbox"/> A. 農業・林業 <input type="checkbox"/> B. 漁業 <input type="checkbox"/> C. 鉱業、採石業、砂利採取業 <input type="checkbox"/> D. 建設業 <input type="checkbox"/> E. 製造業 <input type="checkbox"/> F. 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> G. 情報通信業 <input type="checkbox"/> H. 運輸業、郵便業 <input type="checkbox"/> I. 卸売業、小売業 <input type="checkbox"/> J. 金融業、保険業 <input type="checkbox"/> K. 不動産業、物品賃貸業 <input type="checkbox"/> L. 学術研究、専門・技術サービス業 <input checked="" type="checkbox"/> M. 宿泊業、飲食サービス業 <input type="checkbox"/> N. 生活関連サービス業、娯楽業 <input type="checkbox"/> O. 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> P. 医療、福祉 <input type="checkbox"/> Q. 複合サービス事業 <input type="checkbox"/> R. サービス業(他に分類されないもの) <input type="checkbox"/> S. 公務(他に分類されるものを除く) <input type="checkbox"/> T. 分類不能の産業		
※中小企業基本法 第2条第1項に 掲げる中小企業者 の該当する 大分類を選択して ください。			
担当者氏名	茨城 太郎		
担当者 メールアドレス	ibarakitrou@xxxxxxxx		
担当者電話番号 (日中連絡先)	090-1234-XXXX	常時使用する 労働者数※	5 人
※労働基準法第20条 の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、以下①から④に該当しない者の人数 ①会社役員、個人事業主 ②日々雇い入れられる者 ③2ヶ月以内の期間を定めて使用される者 ④季節的業務に4ヶ月以内の期間を定めて使用される者			
確認事項	他の支援金や補助金を受給していますか 【 <input type="checkbox"/> はい ・ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ 】	(「はい」と答えた方) 支援金または 補助金の名称	
人件費を含む運営費補助などを公的機関から受けている場合、支援重複により対象外となる可能性があります。 (詳細はFAQを御参照ください。)			

#### 必要書類

- 支給対象労働者一覧(様式第3号)  
※webからの申請の方は様式3を利用せず直接システムへ入力をお願いいたします。  
郵送での申請の方は様式3を利用してください。
- 対象労働者に係る賃金改定後の労働条件通知書の写し又は雇用契約書の写し
- 賃金台帳の写し(賃金改定前月及び賃金改定月)  
または口座振替依頼書兼委任状

平日昼間に  
事務局と連絡が  
取れる番号を記載

支給審査に必要となります  
記載をお願いします。

本社が県外にあり、その  
支店や工場が県内にある際、  
県外含めた労働者数を記入

## 2 郵送申請 申請書記入例

### 様式第2号

本様式は個人事業主の方のみ記載いただく様式です。

内容を必ずご一読いただきすべての欄にチェックをしてください。  
すべての制約と同意が得られない場合、支援金の支給はできません。

#### 宣誓・同意事項

次の項目に宣誓又は同意する場合に、チェック印（）を入れてください。  
（支給申請には、全ての項目にの印が必要です。すべての項目にがない場合、支給はできません。）

- 本支援金の対象となった賃金の引上げについて、引上げ後1年間は、引上げ後の賃金水準以上の賃金を継続して支払います。
- 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者の範囲で事業を営む者に該当します。※
  - ※ 次の①から③のいずれかに該当するものは除く。
  - ① 構成員相互の親睦、連絡及び意見交換等を主目的とするもの（同窓会、同好会等）
  - ② 特定団体の構成員又は特定職域の者のみを対象とする福利厚生、相互救済等を主目的とするもの
  - ③ 特定個人の精神的、経済的支援を目的とするもの（後援会等）
- 県内の事業所に常時使用する労働者を1人以上雇用しています。
- 申請日時点において、県税に未納はありません。
- 過去に国・都道府県・市区町村等の助成事業等において、不正受給による不支給決定又は支給決定の取り消しを受けたことはありません。
- 過去5年間に重大な法令違反等※はありません。
  - ※ 重大な法令違反等とは、以下の場合が該当します。
  - 違法行為による罰則の適用を受けた、労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された、消費者庁の措置命令を受けたなど。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を行っていません。
- 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でなく、経営に暴力団及び暴力団員が実質的に関与していません。
- 民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく再生又は更生手続きを行っている者に該当しません。
- 支援金の申請に当たり、申請書の記載等に虚偽が判明した場合は、支給決定の取消、支援金の返還等に応じます。
- 上記すべての項目に虚偽がないことを誓い、内容に同意したうえで申請します。  
また、知事から報告・立会検査の求めがあった場合は速やかに応じます。



### 3 郵送申請 添付書類

#### 添付書類⑦ 口座振替依頼書

本様式は法人の方、個人事業主の方、共通の様式です。  
申請者（法人名又は代表者）と振込口座名義が異なる場合「口座振替依頼書兼委任状」の提出が必要です。

申請者情報を記入  
※漏れなく記入をお願いします。

申請日(記載日)を記載

#### 口座振替依頼書(個人・法人兼用)

茨城県知事 殿

令和 7 年 9 月 9 日

いばらき貸上げ支援金について、下記口座への入金を申請します。

太枠内にご記入ください。

申請者	所在地	〒 310-××××		茨城県 都道府県 水戸市笠原町×××		
		マンション・アパート名など		いばらきビル5階		
	フリガナ	カブシキガイシャイバラキタロウ				
	法人名 (屋号名)	株式会社茨城太郎				
	代表者職氏名	代表取締役 茨城 太郎				
	組織コード	1	1	1		
	電話番号	090-1234-XXXX				

振替指定口座	金融機関	茨城太郎		銀行 信用金庫 労金		次郎		支店 本店 出張所				
	通帳などをご確認の上ご記入ください	金融機関コード	9	9	9	9	支店コード	0	1	2		
	預金種目	普通	当座	口座番号		1	2	3	4	7	8	9
	フリガナ	カブシキガイシャイバラキタロウ										
口座名義	株式会社茨城太郎											

振込先口座情報を通帳に記載してあるとおりに「正確に」記載願います。  
※漏れなく記入をお願いします。

### 3 郵送申請 添付書類

#### 添付書類⑦ 口座振替依頼書兼委任状

本様式は法人の方、個人事業主の方、共通の様式です。  
申請者（法人名又は代表者）と振込口座名義が異なる場合「口座振替依頼書兼委任状」の提出が必要です。

申請者情報を記入  
 ※漏れなく記入をお願いします。

申請日（記載日）を記載

茨城県知事 殿

口座振替依頼書兼委任状(個人・法人兼用)

令和 7 年 9 月 9 日

太枠内にご記入ください

委任者	所在地	〒 000-0000	茨城県 都 道 府 県	水戸市笠原町 × × ×
	フリガナ	いばらきビル5階		
	法人名 (屋号名)	カブシキガイシャイバラキタロウ		
	代表者職氏名	株式会社茨城太郎		
	組織コード	1 1 1		
	電話番号	090-1234-XXXX		

※法人名欄に代表者印を捺印してください。【必須】

**申請者の印鑑（代表者印）を捺印ください ※法人印は不可**

いばらき貸上げ支援金については、その受領に関する一切の件を下記の者に委任します。

受任者	所在地	〒 000-0000	茨城県 都 道 府 県	水戸市城南 × × ×
	フリガナ	いばらきビル7階		
	法人名 (屋号名)	カブシキガイシャイバラキタロウ		
	代表者 職氏名	株式会社茨城太郎		
振替 指定 口座	金融機関	茨城三郎	銀行 信用金庫 労働	五郎
	通帳などをご確認の上 ご記入ください	金融機関コード	9 9 9 9	支店コード
	預金種目	普通	当座	口座番号
	フリガナ	カブシキガイシャイバラキタロウ		
口座名義	株式会社茨城太郎 代表取締役社長 茨城 六郎			

※事務局あてに「郵送」で提出をお願いいたします。画像やデータでの提出は認めません。

受任者情報を記入  
 ※漏れなく記入をお願いします。  
 捺印の必要無し

振込先口座情報を通帳に記載してある  
 とおりに「正確に」記載願います。  
 ※漏れなく記入をお願いします。

# 組織コード表 一覧

## 1 組織コード表

名称	略称	コード	
		前につく	後につく
個人			
株式会社	(株)	111	211
合名会社	(合名)	112	212
合資会社	(合資)	113	213
有限会社	(有)	114	214
企業組合	(企業)	115	215
協業組合	(協業)	116	216
相互会社(保険業法)	(損保)	117	217
相互会社(上記以外)	(相互)	118	218
医療法人	(医療)	121	221
信用金庫	(信金)	122	222
労働金庫	(労金)	123	223
森林組合	(森林)	124	224
商工組合	(商組)	125	225
農事組合法人	(農事)	126	226
農業協同組合	(農協)	127	227
漁業協同組合	(漁協)	128	228
生活協同組合	(生協)	129	229
環境衛生同業組合	(環同)	130	230
商店街振興組合	(商振)	131	231
財団法人	(財団)	141	241
社団法人	(社団)	142	242
宗教法人	(宗教)	143	243
学校法人	(学校)	144	244

「前につく」「後につく」  
コードの番号が変わります  
のでご注意ください

口座振替依頼書の  
「組織コード」の欄に  
記載をお願いします

名称	略称	コード	
		前につく	後につく
社会福祉法人	(福祉)	145	245
共済組合	(共済)	146	246
労働組合	(労組)	147	247
酒造組合	(酒組)	148	248
酒販組合	(酒販)	149	249
信用組合	(信組)	150	250
協同組合	(協組)	151	251
協同組合連合	(協運)	152	252
商工会	(商工)	153	253
商工会議所	(商議)	154	254
共済基金	(共基)	155	255
公団	(公団)	160	260
公庫	(公庫)	161	261
事業団	(事業)	162	262
証券取引所	(証券)	163	263
商品取引所	(商品)	164	264
連合会	(連合)	165	265
郵便局	(郵便)	166	266
独立行政法人	(独法)	167	267
その他(全て記入)		380	380

個人事業主の  
組織コード「380」

**郵送物チェックリスト（郵送する書類の一番上に同封願います）**

事業所名：

ご担当者氏名：

※封筒に入れたら確認欄にしてください。

※法人又は個人でご用意する書類が異なります。ご注意ください。

確認	郵送書類 書式名
<input type="checkbox"/>	様式第1号（法人）または様式第2号（個人事業主）【いばらき賃上げ支援金 申請書兼請求書】
<input type="checkbox"/>	支給対象労働者に係る賃金改定後の労働条件通知書又は雇用契約書の写し【共通】
<input type="checkbox"/>	支給対象労働者の賃金台帳の写し（賃金改定月及び賃金改定月の前月分）【共通】
<input type="checkbox"/>	法人：履歴事項全部証明書 個人：直近の確定申告書の写し（第一表・第二表）
<input type="checkbox"/>	様式第3号（支給対象者労働者一覧）【共通】
<input type="checkbox"/>	参考様式（全労働者賃金一覧）【共通】
<input type="checkbox"/>	支援金振込先の口座に関する情報（金融機関・口座番号・名義人等） がわかる書類（預金通帳の写し等）【共通】
<input type="checkbox"/>	口座振替依頼書（個人・法人兼用）【共通】 ※申請者の名義と振込先口座名義が異なる場合⇒口座振替依頼書兼委任状（個人・法人兼用）
<input type="checkbox"/>	その他支援金・補助金の申請がある場合のみ提出（支給内容のわかる要項など）